「国語教育研究」第六十三号（令和四年三月刊）

龍谷大学図書館蔵『御成敗の式目』（貞永式目抄）天正十一年写本　翻刻（二）

広島大学日本語史研究会

ここに翻刻する龍谷大学図書館蔵『御成敗の式目』（貞永式目抄）（021-355-2）は、龍谷大学大宮図書館貴重書庫に蔵される、天正十一年（一五八三）の写本である。書名は、内題による。

本書は、清原枝賢六十四歳時の自筆奥書と花押とを持つ。全文、出家後の清原枝賢自筆である。

龍谷大学図書館貴重資料画像データベース「龍谷蔵」で、本書の全頁カラー画像が公開されている。

この『御成敗の式目』が清家本伝来本文の特色を示すことは、本誌前号翻刻のはじめに記した。ご参照願いたい。

本書には詳しい振り仮名・濁点の加点が存し、天正の日本語資料として価値が高いものの、全文の翻刻は公刊されていない。そこで、前号に引き続き、第三十一条より巻末までの翻刻を本号に収める。

翻刻のご許可を頂いた龍谷大学図書館と、お世話下さった同図書館・隨念佳博氏に対し、心中より御礼申しあげる。

（以上、佐々木　勇　記）

凡例

一、本翻刻は、龍谷大学図書館蔵『御成敗の式目』（貞永式目抄）（021-355-2）を、原本の行取りで、現行の字体に改めたものである。仮名遣いも、原本のままとした。

一、促音・舌内入声音に使用される は、「ツ」で示した。

一、濁点・句切り点は、原本では朱筆である。

一、虫損等で欠損した文字を残画から推読した場合は、［　］に入れた。

一、その他、必要と思われる注も、［　］に入れて当該箇所に記した。詳しくは、公開画像を御覧いただきたい。

一、本翻刻は、久保博雅・松本佳子・樫本由貴・小林晃大・山口倫香・石田芽衣・稲熊詩帆・黒木祐梨香・藤本愛捺・舘林佑樹・日野綾香・藤井日羽・源倫太郎・佐々木勇で作成した。

なお、翻刻データの入力は、山口倫香・石田芽衣・稲熊詩帆・黒木祐梨香・藤本愛捺・舘林佑樹が行ない、佐々木勇が全体を確認・修正した

翻刻

（二九オ）

1 くわんたいせしめ・むなしく・廿箇日をへば・庭
2 中にをひて・これを申べし
3 卅一 問注を・どくるともから・御成敗を・あひまた
4 ず・權門の書状を・執しんずる事
5 右裁許に・あつかるものは・強縁の・ちからを
6 よろこび・弃置せらるゝものは・權門のいを

（二九ウ）

1 うれう・こゝに得理の方人は・しきりに・ふちの
2 芳恩とせうじ・無理のかたふどは・ひそかに憲
3 法の・さいだんをそねむ・政道を・けがすこと・もとゝ
4 してこれによる・しごんいごたしかに・ちやうじ
5 すべきなり・あるひは・奉行人につき・あるひは・庭
6 中にをひて・これを申さしむべし

（三〇オ）

1 卅二 道理なきによツて・裁許を・かうむらざる
2 ともがら・奉行人の・偏頗たるよし・うたへ
3 申事
4 右其理なきによツて・裁許に・あヅからざる
5 ともがら・奉行人の・へんぱたるよし・かまへ
6 申てう・はなはだもて・濫吹なり・自今以後

（三〇ウ）

1 不実をかまへいだし・らんそをくわたてば・
2 所領三分一を・しゆぐうせらるべし・所帯
3 なくば・追却せらるべし・若又奉行人その
4 あやまりあらば・なかく召仕はるべからず
5 卅二 盗賊あくたうを・所領内に・かくしおく
6 事

（三一オ）

1 右件の輩・風聞ありといへども・露顯せざる
2 によツて・断罪にあたはず・柄誠を・くわへず・
3 しかるを・國人等・さし申ところに・めしのほ
4 する時は・その國無為なり・在國のときは・
5 其くに狼藉なりと云ゝ・仍るんへんの凶
6 賊にをひては・證跡について・召禁べし又

（三一ウ）

1 地頭等・ぞくとを・かくしおかむに至ては・
2 同罪たるべきなり・先けむぎのおもむ
3 きに・就て・地頭を鎌倉に・めしおき・彼
4 國落居せざらんあひたは・身の暇を給
5 べからず・つぎに守護使にうぶをちやうじ

6　せらるゝところ〳〵の事・おなしぐあくたうら・

（三二オ）

1　出来　時は・不日に・守護所に・めしわたすべき

2　也・もし拘　惜　に・をひては・かつは守護使を入

3　部せしめ・かツは地頭代を・あらため・ふせらる

4　べきなり・若又代官　をあらためずんば・地頭

5　職を・没収せられ・守護使を入らるべし

6　廿三一　強竊二盗のざいくわの事　付たり放火人の事

（三二ウ）

1　右すでに断罪の先例あり・なんぞ猶豫の

2　新儀に・をよはむや・次に放火人の事・盗

3　賊に・しゆんきよして・よろしく・禁遏せし

4　むべし

5　廿四一　他人の妻を・びつくわいする事

6　右強姧和姧をろんぜす・人の妻を・くわい

（三三オ）

1　はうする輩　・所領　半分をめされ・出　仕やめ

2　らるべし・所帯なくは・遠流に・しよすべき

3　なり・女　の所領　おなじく・これをめさるべし・

4　所　領　なくんば・又配流せらるべきなり・次に

5　道路のつじにをひて・女　を・とらふる事・

6　御家人にをひては・百　箇日の間　・出　仕を

（三三ウ）

1　とゝむべし・郎従以下に至　ては・右大将家

2　の・御　時の例に任せて・かた〳〵の鬢髪を・

3　たいじよせらるべきなり・但　法師の・ざいくわに

4　をひては・その時に・あたツて・勘酌　せらるべし

5　廿五一　度ごとの召文を・給　と・いへとも・参上　せざるとが

6　の事

（三四オ）

1　右訴状　につゐて・召文を・つかはすこと・三か度

2　に及　て・参決せずんば・訴人理あらば・直に・

3　裁許せらるべし・訴人りなくんば・又他人

4　に・たぶべきなり・但　しよじう馬牛・ならびに・

5　雑物とうに至　ては・員数に・まかせて・糺返

6　せられて・寺社の修理に・つけらるべきなり

（三四ウ）

1　廿六一　ふるき・さかいを・あらためて・相論を・いたす

2　事

3　右あるひは・往昔　の・境　をこゑ・新儀の・案を・

4　かまへこれをさまだ［マヽ］け・あるひは・近年のれい

5　をかすめ・古文書を・さゝげこれをろんず・裁

6　許に・あづからすといへども・させる・そんなきが

（三五オ）

1　ゆへに・猛悪のともがらやゝもすれば・謀訴を・

2　くわたつ・成敗の處に・そのわつらい・なきに・あらず・

3 自今以後じつけんしをつかはし・本跡を糺
4 明し・ひきよのそせうたらば・境を越・ろんを
5 なす・分限を・あひはからい・訴人りやう地の内
6 を・さきわかち・論人の方に・つけらるべき

（三五ウ）

1 なり
2 卅七一 関東の御家人・京都に申・傍官の所領の・
3 うはづかさを・のそみふする事
4 右う大しやうけの御時・一向ちやじせられをはんぬ・
5 しかるに・近年よりこのかた・自由の・のそみをくわ
6 たつ・たゝ禁制を・そむくのみにあらず・喧咤に・

（三六オ）

1 およはしむる歟・自今以後・らんまうを・いたさん
2 ともがらにをひては・所領一所を・めさるべき
3 なり
4 卅八一 惣地頭・しよりやうないの・名主職を・わう
5 はうする事
6 右惣領を給はる人・所領の内と・せうじ各別

（三六ウ）

1 の村をかす・めりやうする事・所行のくわたて・
2 さいくわを・のかれがたし・こゝに別の・御下文を
3 給て・名主職たりといへども・惣地頭もし・わう
4 しやくのひまをうかゝひ・かぎりある沙汰のほか・
5 ひほうをたくみ・らんはうを・いたさば・別納の御
6 下文を・名主に・たぶべきなり・名主又・事を

（三七オ）

1 左右によせ・先例をかへりみず・地頭を違背せば・
2 名主職を・あらためらるべきなり
3 卅九一 くわんしやく・所望のともがら・関東の御一行
4 を申うくる事
5 右成功をめさるゝ時・所望の人を・しるし
6 申さるゝは・すでにこれ・公平なり・仍さたの

（三七ウ）

1 かきりにあらす・昇進のために・挙状を申す
2 事・貴賤を・ろんぜす・一向これを・ちやうじ
3 すべし・但受領けんびいしを申す・ともがら・り
4 うんたらむに・をひては・御挙状に・あらずといふ
5 とも・たゞ御免あるよし・仰くださるべき歟・
6 兼又・新叙の事・しゆんねん・めぐりきたり・

（三八オ）

1 朝恩に・よくせば・せいの限にあらず
2 四十一 鎌倉中の僧徒・ほしいまゝに・官位を・あら
3 そふ事
4 右綱位によりて・臈次を・みたすゆへに・みだり
5 に・自由のせうじんをもとめ・弥僧綱の・員數を
6 そふ・宿老うちの・高僧たりといへども・少年

（三八ウ）

1 むさい後輩にこさる・すなはち・これ・かつは・衣

2　鉢の・たすけをかたふけ・かつは・經教の・儀に・
3　そむけるものなり・自今以後・めんきよを・かうむら
4　ず・昇進のともがら・寺社の・供僧たらは・彼職を・
5　ちやうはいせらるべきなり・御歸依の・僧たりと・
6　いふとも・おなじく・もツて・これを・ちやうじ

（三九オ）

1　せらるべし・此外の禅侶は・ひとへに・こめんの人に・
2　仰せて・よろしく・ふかんの・いましめ有べし
3　四十一　ぬび雑人の事
4　右右大将家の御時の・れいにまかせて・其
5　さたなく・十箇年を・すきば・理非をろん
6　せず・改沙汰に及はざれつぎに・ぬび所生の

（三九ウ）

1　男女の事・法意のごとくば・子細ありと
2　いへども・おなじき・御時の例に任て・
3　男は父につき・女は母につくべきなり
4　四十二　百姓でうさんの時・でうきとせうじ・
5　そんまうせしむる事
6　右諸國のぢう民・でうだツの時・その

（四〇オ）

1　領主等でうきとせうじ・妻子を・抑留し・
2　しざいを・うばいとる・所行の・くわたて・はなはだ
3　仁政に・そむけり・若・めしけツせられん處
4　に・年貢しよたうの・みせいあらば・そのつく
5　のいをいたすべし・しからずばはやく・損物を・
6　きうへんせらるべし・但去留に・をひては・

（四〇ウ）

1　よろしく・民の意に・任べきなり
2　四十三　當知行とせうじ・他人の所領を・かすめ
3　たまはり・所出物を・むさぼりとる事
4　右無実をかまへ・かすめりやうずる事・式目の・
5　をすところ・罪科を・のかれがたし・よツて・
6　わうりやうもツにをいては・はやく・きうへん・

（四一オ）

1　せしむべし所領に至ては・没収せらるべき
2　なり・所領なくば・遠流に・しよせらるべし・
3　次當知行の所領をもつて・指次なく・安堵
4　の御下文を申給る事・若其次を・もつて・
5　始て・私曲を・いたさん歟・自今以後ちやうじ
6　せらるべし

［「う」は補入符による補入］

（四一ウ）

1　四十四　傍輩のざいくわみだんいせん・彼しよたい
2　をけいばうする事
3　右労功を・つむともがら・所望を・くわたつるは・
4　つねの・ならひなり・しかるに・所犯あるよし・

5　風聞せしむる時・ざいしやう・未定の處に・
6　件の所領を・のそまんがために・その人を・

（四二オ）

1　申しつめんと・ほつするでう・所為のむね・あへ
2　て・正義にあらず・彼申しじやうつゐて・その
3　さたあらば・虎口の讒言ほうきして・たゆ
4　べからざるか・たとひ・理運の・そせうたりといふ
5　とも・兼日の・けいまうを・じよふせられざれ
6　四十五一　罪過のよし・披露の時・糺決せられず・

（四二ウ）

1　所職を・かいたいする事
2　右きうけつの儀なく・御成敗あらば犯否を
3　ろんせずさだめて・うつふんを・のこさん歟・てい
4　れば・早く・渕底を・きはめ・禁断せらるべ
5　し
6　四十六一　所領とくたいの時・前司・新司の・さたの

（四三オ）

1　事
2　右所當ねんくにをひては・新司・せいばいたるべし・
3　私物ざうぐならびに・しよじう馬牛らに至て
4　は・新司・よくりうに・およばずいはんや・恥辱を・
5　前司にあたへしめは・別の過怠に・しよせらる
6　べきなり・但〔ママ〕重科に・よつて・没収せられば・さたの

（四三ウ）

1　かきりにあらず
2　四十七一　ふちぎやうの所領の文書をもツて・他
3　人に・きふする事　つけたり・名主職をもつて・本所にふれす・けんもんに
4　寄進する事
5　右自今以後・きふの・ともがらにをひては・その
6　身を・ついきやくせらるべきなり・請取人に

（四四オ）

1　至ては・寺社の・修理に・つけらるべし・つぎに・
2　名主職をもつて・本所に・しらしめず・權門に・
3　きふする事・自然に・これあり・しかのごとき
4　の・やからは・みやうしゆしきをめして・地頭に・
5　つけらるべし・地頭なからんところは・本所に
6　つけらるべし

（四四ウ）

1　四十八一　ばいゞ〳〵の所領の事
2　右相傳の私領をもつて・要用の時・こきやく
3　せしむるは・さだまれる法なり・しかるを・或は
4　勲功につのり・或はきんらうによツて・別
5　の御おんに預ともがら・ほしゐまゝに・賣買
6　せしむる条・所行のむね・そのとがなきに非ず・

（四五オ）

1　自今以後ちやうじせらるべきなり・もし又・
2　せいふを・そむき・沽却せしめば・賣人といひ・
3　買人といひ・とにもつて・ざいくわに・しよせらる
4　べし
5 四十九 一　兩方の證文理非・けんせんの時・たい
6　けつを・とげんとぎする事

（四五ウ）
1　右かれこれ證文りひけんかくの時・たい
2　けつをとけずといふとも・ぢきに成敗ある
3　べし
4 五十 一　狼藉の時・子細をしらず・其庭に・いで
5　むかふともがらの事
6　右同意よりきのとがにをひては・子細に及ばす・

（四六オ）
1　そのきやうぢうに・いたツては・かねて・式條を・
2　さためがたし・尤　時のぎによるべき歟・実
3　否を・きかんがために・子細をしらず・その庭に・
4　いてむかはゞざいくわにおよばず
5 五十 一　問状の御教書をたいし・狼藉を致
6　事

（四六ウ）
1　右そじやうについて・問状を・くださるゝは・さだ
2　まれる例なり・しかるを・もんじやうをもツて・
3　狼藉をいたすこと・かんらんのくわたて・ざい
4　くわをのかれがたし・申すところ・けんぜんの・
5　ひがことたらば・問状をだ［マヽ］ふ事・一切に・ちやう
6　じせらるべし

（四七オ）
［空白］

（四七ウ）
1　起請
2　御評定のあひた・理非けツだむの事
3　右愚暗の身・れうけんの・およばざるによツて・
4　もし旨趣・さういの事・さらに・こゝろの・まがる
5　ところにあらず・その外あるひは・人の方人
6　として・道理のむねを・しりなから・無理の

（四八オ）
1　よしを・せうじ申し・又非據たる事を・證跡
2　ありとかうし・人のみじかきを・あらはさざらん
3　がために・子細をしらしめながら・善悪に・ついて・
4　これを・申さずんばこゝろと事と・相違し・
5　後日のひびういできたらん歟・をよそ評
6　定のあひた・りひにをいては・親疎あるべからず

（四八ウ）
1　好悪あるへからず・たゝ道理のをすところ・
2　心中の存知・はうばいを・はゞからず・權門を・
3　をそれず・ことばをいだすべき也・御成敗・
4　事切のてう〳〵・たとひ・道理に・いせずと

5　いふとも・一同の・憲法なり・あやまツて・
6　ひきよを・行るゝといふとも・一同の越度

（四九オ）

1　なり・自今以後・そにんならひに・その
2　ゑんじやにあひむかひ・自身は道理を存ず
3　といへども・傍輩の中・その人のせツを以て・
4　ゐらんを致すよし・そのきこえあらば・すでに
5　一味のぎにあらす・ほとんど・諸人の・あざ
6　けりを・のこさん・ものか・かねては又・だうり

（四九ウ）

1　なきによツて・評定の庭に・弃置せらるゝ
2　ともがら・おつその時・ひやうちやうしうの中・
3　一行を・書あたへられば・自余のはかりこと無
4　理のよし・独これをぞんせらるゝにこたるか・
5　条〻子細かくのごとし若一事たりといふ
6　とも・曲折を存じ違乱せしめば

（五〇オ）

1　梵天帝釈・四大天王・そふじて・日本六十
2　餘州の大小の神祇・ことには・伊豆はこね
3　兩所の權現・みしまの大明神・八まん
4　大菩薩・天満大自在天神・ぶるいけむ
5　ぞく・神罰みやうばつをの〳〵・まかりかう
6　ぶるべきものなり・仍起請如件

（五〇ウ）

1　貞永元年七月十日
2　沙弥浄圓
3　相模の大せう藤原の業時
4　玄蕃允みよしの康連
5　左衛門少尉ふちはらの基綱
6　沙弥行然

（五一オ）

1　散位みよしの朝臣倫重
2　加賀守みよしあそん康俊
3　沙弥行西
4　前出羽守ふちはらの朝臣家長
5　さきの駿河守たひらの朝臣義村
6　攝津守中はらの朝臣師員

（五一ウ）

1　武蔵守たひらのあそん泰時
2　さがみのかみ平朝臣時房

［以下、空白］

（五二オ）

1　此式目はよき人をはすゝめあしき人をはしりそ
2　くる法度なり法度にそむくともからをころす
3　事は人をころすにはあらす人をこらす心なり

4　父母は子にたいしいかにも大慈悲の心をほと
5　こしてふひんにおもふへし子は父母に孝行を
6　つくしておやにさかうへからす兄はおとゝをひき

（五二ウ）

1　たてゝいとうしかり弟はあにゝおそれしたかう
2　へしさる程に忠臣は孝子の門にありといふ
3　ほんもんあり孝行なる人は主人にたいし忠節
4　をつくすといへりこれ仁義礼をしるところ也
5　父子の礼君臣の道なりかくあれは家すたれす
6　國おさまるなり男とし法度をしる事かんよふ也

（五三オ）

1　女房にても漢の呂太后は高祖の后　恵帝
2　の母唐の則天皇　后は高宗のきさき中宗の母
3　宋朝の宣仁皇　后は哲宗の母にて法度をよく
4　まほりたまふゆへに女中の堯舜と申て昔の
5　唐堯虞舜の聖代のことくなりと申つたふ
6　仁義は女房かきらすしろしめさてかなはさる事也

［し］は補入符による補入

（五三ウ）

1　日本には神功皇　后は八幡大菩薩の御母に
2　て六十餘年天下をおさめたまひ御とし百に
3　あまるまてわたらせたまふ　推古　皇　極　持統
4　元明　元正　みな女帝にて天下をおさめ給ふ
5　頼朝の北の御かたは二位の将軍と申て頼家
6　実朝の母にてわたらせ給ひ貞　観　政要といふ

（五四オ）

1　物の本をかなにかゝせ御らんして天下をおさめ給
2　へり此式目をもつくらせさせたまひいまに賢
3　将軍と申す也法度は道理なり道理をたてゝ
4　無理をおこなはれさるを法と申す也寛　仁と申
5　て御慈悲ふかくゆるやかにせはしからぬを聖賢
6　と申なり此本　御所よりとうけ給候今の世に

（五四ウ）

1　まれなるおほせのありかたくて老眼にて筆
2　のたてともみえすおいほれたる心にてすみにこり
3　いかゝとそんしなから朝に道をきいて夕へに
4　なにすともうれしくてかきたてまつる者也
5　于時天正十一年八月下の八日
6　正三位清原朝臣枝賢　入道仕て雪庵道白　［花押］

（以上）

（広島大学日本語史研究会）